

オーストラリアにおける生物多様性オフセット及び バンクの動向に関する研究

田中 章 研究室

1861034 小竹 開登

1. 背景と目的

生物多様性オフセットは現在 100 ヶ国以上で制度化、もしくはそのための議論が進められている。

(The Biodiversity Consultancy, 2016)。日本でも制度化に向けた動きはみられるものの制度化には至っておらず、環境省 (2017) では制度化国の動向についての調査が必要とされている。制度化国の中でもオーストラリアは生物多様性オフセットの利用を促すガイドラインが 2007 年に連邦より発行されて以降、生物多様性オフセットの実施がアメリカに並び活発である (田中, 野島, 小島, 2015)。当研究室でも野島 (2012) がオーストラリアにおける生物多様性オフセットについて調査を行った。しかしそれ以降にオーストラリアにおいて生物多様性オフセットに関する動きが見られているため改めて同制度について整理する必要がある。よって本研究ではオーストラリアにおける生物多様性オフセットの現状を把握し、日本の同制度導入の際の議論に資することを目的とする。

2. 研究方法

オーストラリアにおける生物多様性オフセット及びバンクの現状を明らかにするため、オーストラリア連邦政府及び各州 (1 部準州を含む) の政府が発行している生物多様性オフセット及びバンクに関するガイドラインや文献についてインターネット調査を実施した。次に、現在のオーストラリアにおける生物多様性オフセットについて問題とされている点を明らかにするために

オーストラリアにおける環境法である環境保護・生物多様性保全法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 : EPBC Act) の運用、及びその目的がどの程度達成されたか検証する EPBC 法の独立したレビュー (Independent review of the EPBC Act : EPBC Act Review) についてインターネット調査を行った。

3. 研究結果

3. 1 連邦における生物多様性オフセット制度の現状

Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities (2012) の調査により、現在のオーストラリアでは 3 種類の生物多様性オフセットが使用されていることが明らかになった。それぞれの名称及びその内容は表 1 に示した。

3. 2 オーストラリア各州における生物多様性オフセットの現状

オーストラリア各州にも生物多様性オフセットを規定する法律が存在する。各州はそれぞれ固有の生態系を持ち、それに対応した生物多様性オフセットガイドラインを有している。

生物多様性オフセット政策を持つ州では名称こそ異なるものの連邦政府で規定されている間接オフセットの存在を確認できた。

ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州では生物多様性オフセットの経済的手法である生物多様性バンクを規定する法律の存在が確認できた。また、準州であるノー

表1 連邦のオフセットポリシーに規定されているオフセットの種類

名称	内容
直接オフセット (Direct Offsets)	影響を受けた保護対象物に対して、受けた影響と同等か、それ以上の質、または面積の自然環境を復元・創造すること。
間接オフセット (Indirect Offsets)	保護対象物への影響を直接相殺することはないが、影響を受ける保護対象物に利益をもたらすことが見込まれる行動のことを言う。これには研究や教育プログラムへの資金提供などが含まれる。
先進的なオフセット (Advanced Offsets)	将来の潜在的な使用、移転または売却のためのオフセットサイトの供給のことである。開発が始まる前にオフセットサイトをを用意することで開発が始まってから環境への影響が相殺されるまでの時間的問題の解決に貢献する。

出典：Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities (2012) を基に筆者が作成

ザンテリトリーでは現在、生物多様性オフセット政策およびガイドラインが策定中である。

3. 3 オーストラリアにおける生物多様性オフセットの動向

オーストラリアの環境法である EPBC Act は10年に1度、その法の運用が正常に行われているか、目標達成率はどの程度かを検討するために独立した委員会からの審査が行われる。第2回の独立審査は2019年に開始し、2020年10月に終了した。EPBC Act Reviewによると現在の体制では環境への累積的な影響に対応できないとされている。これは現在のオーストラリアでは環境に重大な影響が発生する可能性がある場合にのみ生物多様性オフセットが採用されるためである。

4. 結論と考察

オーストラリア連邦政府ではオフセットサイトの売買を見据えたものである先進的なオフセットが存在することから今後各州政府でも生物多様性バンキングについての動きが活発化すると考えられる。EPBC Act Review では現在の生物多様性オフセットでは累積的な環境への影響に対応できないなど問題点が指摘されている。しかし、前提としてオーストラリアにおける生物多様

性オフセットは世界基準で見るとかなり先進的であるということを忘れてはならない。今後、今回の独立調査を受け連邦政府、及び州政府がこれに対処するためのさらなる行動を起こすと予想できる。よって今後も引き続きオーストラリアにおける生物多様性オフセットについての調査を行う必要があるだろう。

引用文献

- 田中章, 野島良, 小島雅史 (2015) オーストラリアにおける生物多様性オフセットならびに バンクの現状
環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 (2017) 環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集.
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/105589.pdf>, 2021.12.12
- Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities (2012) Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 Environmental Offsets Policy.https://www.awe.gov.au/sites/default/files/documents/offsets-policy_2.pdf, 2020.6.13
- The Biodiversity Consultancy (2016) Government policies on biodiversity offsets.
<https://www.thebiodiversityconsultancy.com/fileadmin/uploads/tbc/Documents/Resources/Government-policy-2.pdf>, 2022.01.07